

〔外国人材受入企業等緊急支援事業補助金〕

申請期間

令和3年11月8日～ **令和5年3月10日(当日消印有効)**

補助対象者

県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等

※中小企業等とは、中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」などをいいます。

補助対象となる
外国人材

在留資格が次のいずれかであること

〔高度専門職, 経営・管理, 法律・会計業務, 医療, 研究, 技術・人文知識・国際業務, 介護, 技能, 特定技能, 技能実習, 特定活動のうち一部(EPA, 建設就労者等)〕

申請期間

水際対策対応のために県内企業等が負担した外国人材の受入りに係る宿泊費

※消費税及び地方消費税は含めません。

補助率・額

補助率1/2, 補助上限額1人当たり45千円(1泊当たりの上限額3千円)

補助対象期間

令和3年11月8日～ **令和5年2月28日**

申請に必要な書類①

提出書類の種類	具体的な内容
チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> 県所定の様式に記入
①申請書	<ul style="list-style-type: none"> 県所定の様式（別記様式第1号）に記入
②計算シート	<ul style="list-style-type: none"> 県所定の様式に記入
③誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 県所定の様式に記入・法人の代表者又は個人事業主が自署又は、代表者印を押印
④在留資格及び入国日を証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 在留カード（両面）の写し ※在留カードの交付年月日と入国日が異なる場合 パスポートのスタンプ（証印）のページの写し
⑤県内に所在する事業所で雇用する外国人材であることを証する書類の写し ※(1),(2)の書類は全て必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ◆技能実習生の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1)技能実習計画認定申請書（第1～2面）の写し (2)技能実習計画認定通知書の写し ◆特定活動の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1)パスポートの指定書のページの写し (2)雇用契約書の写し ◆その他の在留資格の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1)在留資格認定証明書の写し (2)雇用契約書の写し

申請に必要な書類②

提出書類の種類	具体的な内容
<p>⑥補助対象経費の領収書の写し ※(1),(2)の書類は全て必要です。</p>	<p>◆宿泊場所への支払者が申請者である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊明細書の写し等 <p>※必要事項（宿泊場所、宿泊者名、宿泊日、宿泊金額、支払者、支払日）が記載されていること。</p> <p>◆宿泊場所への支払者が申請者以外である場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊明細書の写し等 (2)宿泊費用相当額を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類（請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの） <p>※(1)、(2)のいずれかに必要事項（宿泊場所、宿泊者名、宿泊日、宿泊金額、支払者、支払日）が記載されていること。</p>
<p>⑦振込先口座の通帳の写し</p>	<p>◆通帳がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳の表紙及び表紙をめくった次のページ（金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義が記載されているページ）の写し <p>◆ネットバンキングで通帳がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面 <p>(注)振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。（法人の場合は当該法人名義） (注)日本国内の口座に限ります。</p>